

Hachioji MAIL NEWS



輸送サービス労組八王子地本



ホームページ

2023.11.20

No.057



Twitter

八地申
第1号

団体交渉開催！

2023.11.17

『誰もが鉄道の安全を創り出し、
安心して働くことの出来る職場を求める申し入れ』

その1

会社回答は職場実態に基づいた声を汲まず

1. 八高線で発生した乗務員室に関係者ではない者が乗車した事象を受け、乗務員の命を守り安心して働くことができる労働環境の確保と、お客さまに安全で安心できる輸送サービスを提供する為に、乗務員室に業務及び移動等で乗務する社員・関係者への統一した教育を行い、再発防止に向けた具体策を示すこと。

回答

乗務員室への入室については、一定のルールを定め取扱いを徹底している。
なお、社員等には、引き続き必要な教育・訓練を実施していく。

議論経過

※特徴点を記載

労働組合

会社担当者

- 「ルール」とは何か？
- その通達とは？
- 新たな通達は乗務員区以外にも周知しているのか？
- その通達には許可証の携行を謳っているが、現場で目にすることはない。過去には支社社員が名刺を出してきて添乗を申し出たことがある。
- 社員への暴行等、物騒な事象が相次いでいる昨今を考えると、本当にこの通達で対応が可能なのか？
- 教育とはどのように実施するのか？ 定期訓練で時間を割き、実施すべきではないのか？
- 現場では通達や関係法令の周知や教育が不十分だ。不十分な教育では、特に若手社員は安易に乗せてしまいかねない。対応に差が出ないように、添乗可否を瞬時に判断できるよう、教育を求める。

- 支社通達で周知している。初出は2021年で、本事象を受けて2023年8月に改めて支社通達で対応方を示達した。
- 管理・監督の地位、指導の任にある社員のほか、設備系の社員を除き、乗務員室入室時は原則として事前許可制であることや、同社員の私服での入室時は腕章と氏名札着用を基本とする取扱い等を詳細に定めている。
- 駅や設備系など、他系統の職場にも周知している。
- 当社社員の動向が必須だが、当社施設を見学されたい他事業者の社員等に携行させることはある。関連会社の社員については、制服を着用していれば許可証は不要だ。支社社員は腕章と氏名札を携行しているが、必要に応じて社員証の提示を求めてほしい。
- 可能だという認識である。
- 定期訓練で実施することが望ましいが、区によっては掲示での対応となる。
- 八高線の一件で教育が不十分と認識した。再度周知しているところだが、「不安があれば添乗を断ってもよい」と教育していく。乗務員の受け止め方で対応が異なることのないよう、教育していく。

ポイント

教育の在り方、必要性について労使間で認識の乖離があったものの、現場に見合った教育の徹底や少しでも不安に思ったら乗車を拒否できることを確認しました。

